

主要活動の成果 2017\*

146件

の政策・法律に、IPPF のアドボカシー活動を通じて性と生殖に関する健康と権利とジェンダー平等の観点から修正や改正を促しました

2億

860万件

の性と生殖に関する健康サービスを提供しました

660万件

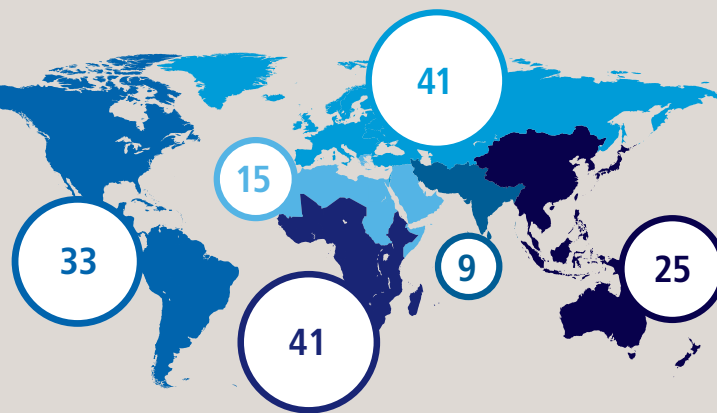
の意図しない妊娠を防ぎました†

170万件

の安全でない人工妊娠中絶を防ぎました†

## IPPF とは？

IPPF は地球規模のサービス提供と、世界のすべての人々の性と生殖に関する健康と権利を守るために各国で政策提言を行うグローバル NGO です。私たちは、コミュニティと個人のために、コミュニティと個人と共に活動する各国組織が繰り広げる世界的な運動です。



164 の加盟協会および連携パートナー団体が 6 つの地域で活動しています

## 結束し成し遂げる

7つ

計の地域・本部事務所があります

29,600人

のスタッフが連盟全体で活躍しています

82%

の加盟協会で、少なくとも 1 人の若者が理事会に参加しています

76%

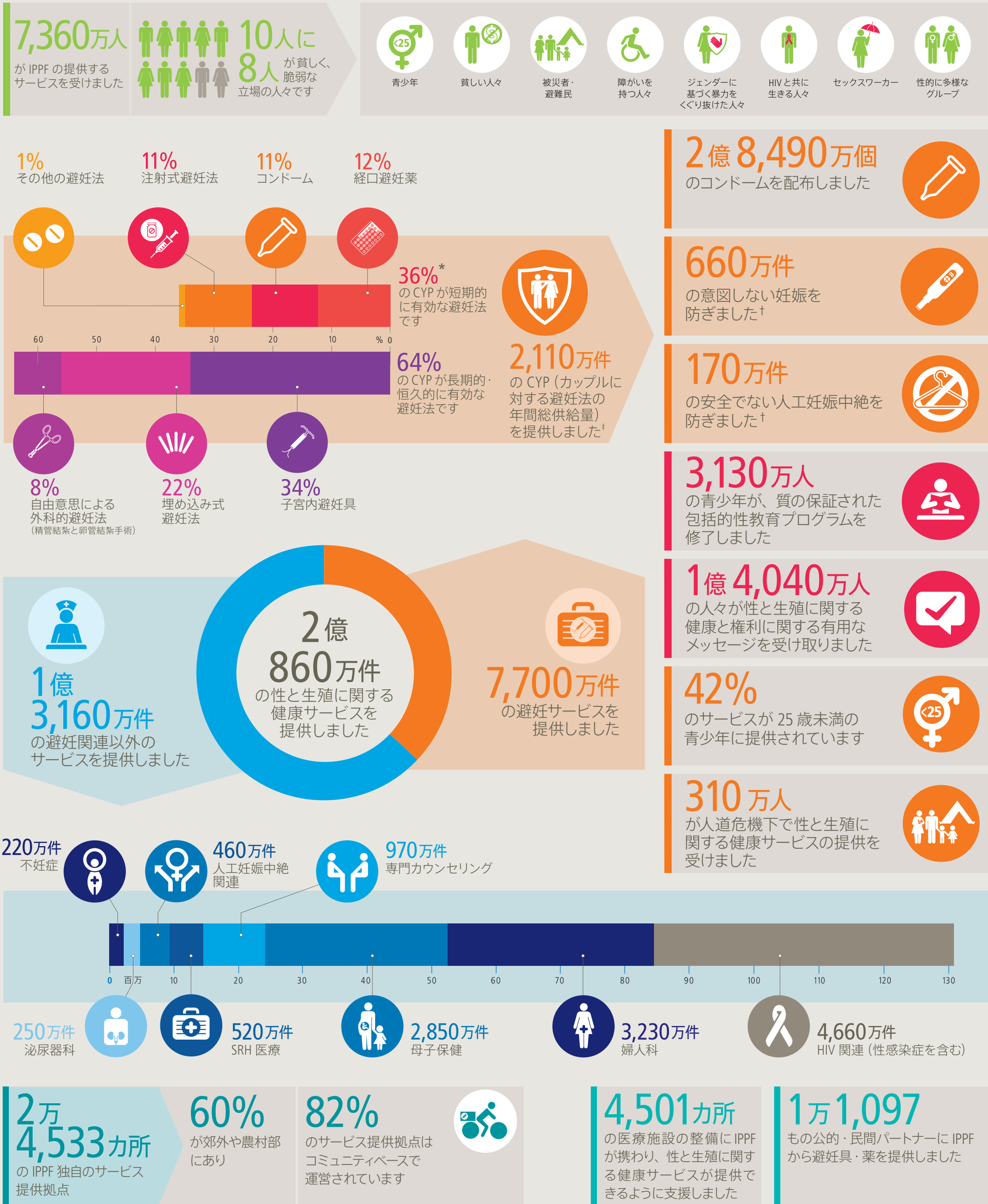
の使途制限のない資金は、性と生殖に関する健康ニーズが最も高い国の加盟協会に提供されました

48%

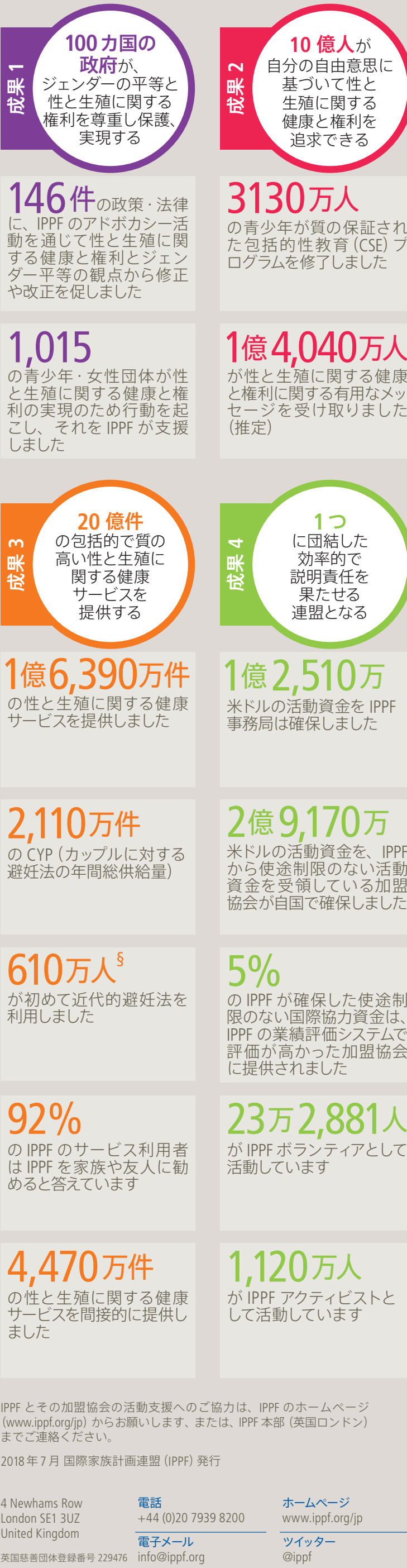
の加盟協会が各国で得た収入は、社会起業活動によるものです



# コミュニティをエンパワーして人々にサービスを提供する



## 成果早見表 2017





# 権利擁護の最前線で アドボカシー活動の成果 2017

IPPF は、より多くの人々がサービスを受けられるように、また、性の権利やジェンダー平等を促し、汚名（スティグマ）や差別をなくせるよう、アドボカシー活動を通じて社会に働きかけています。IPPF のアドボカシー活動により、何百万という人々の生活に大きな違いを生み出しています。世界中で、IPPF は法律や政策が性と生殖に関する健康と権利を擁護するよう変化を促し、これを侵害するものに反対の声を上げています。

IPPF トリニダード・トバゴ  
(FPATT)

トリニダード・トバゴでは、少女たちの 8% が 18 歳になる前に結婚します。以前は、4 つの婚姻法が存在し、それぞれが定める婚姻可能年齢は 12–18 歳の間でばらつきがありました。FPATT はこの問題を広く知らしめるためのデモ行進に参加し、国会議員と政策決定者が出席する会議を主催し、支援を要請しました。2017 年 1 月、婚姻法を統一する法案が同国の上下院を通過し、婚姻可能年齢は例外なく 18 歳と定められました。

IPPF チュニジア  
(ATSR)

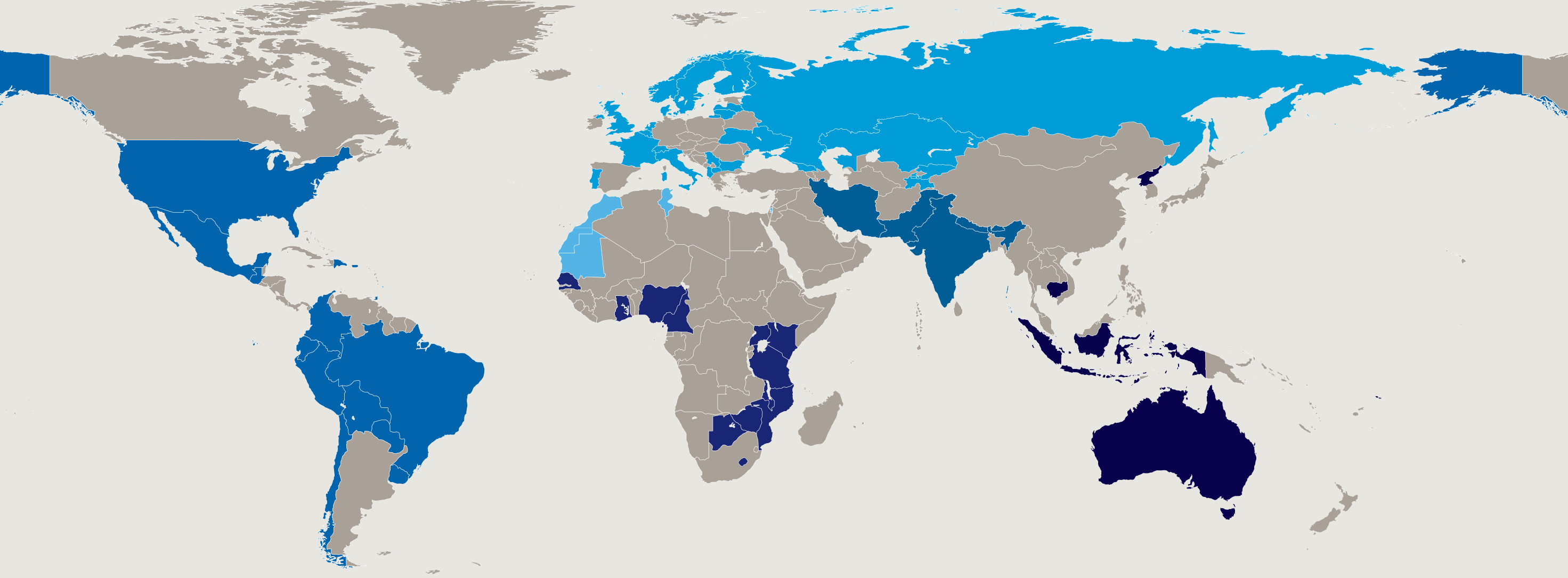
個人の自由を守るための市民連合の参加団体として、ATSR は冊子を作成しブリーフィングを実施しました。さらに国会議員へのアドボカシー活動、メディアを通じたキャンペーンを行い、大統領への公開書状を通じてチュニジアで初めて女性に対する暴力をなくすための全国法への支援を求めました。2017 年に可決されたこの法律は、夫または親類による経済的、政治的、心理的な暴力を取り締まります。また、暴力をくぐり抜けた人々への実際的な支援も求めます。それには性と生殖に関する健康サービス、法的、心理社会的支援が含まれます。

IPPF マケドニア  
(HERA)

マケドニアのクマノヴォの自治体は、差別に関する法律の実施状況を監視する調整機関を設立し差別を禁止する新しい条項を承認しました。HERA は同自治体と緊密に連携し、特に性的に多様なグループに対する差別の問題に関し、専門的知見を提供しました。現地の市民社会組織と協力し、HERA は差別が起こった場合の対応に関する条項策定プロセスを支援しました。

IPPF ネパール  
(FPAN)

ネパール政府が FP2020 に関する具体的な行動目標を初めて設定したのが 2015 年でした。この目標を確実に達成するため、FPAN は議員と政策担当者とは緊密に連携し、避妊に投資を行うことのメリットを訴えてきました。FPAN は記事とファクトシートを発行し、ワークショップやパネルディスカッションを実施し、投資を増やすように働きかけました。その結果、政府は 2018 年度の家族計画予算を前年度と比べて 22% も増加しました。これはネパール政府が FP2020 の行動目標として宣言した 7% という数値を大幅に上回りました。



IPPF ボリビア  
(CIES)

ボリビアでは思春期の妊娠率が高く、その多くは意図しない妊娠です。若年妊娠は女性の健康に深刻な影響を及ぼし、少女たちの多くは学校を退学させられます。若い女性が妊娠中、出産後も教育を受け続けられるよう CIES は新しい規則の導入を教育省に働きかけました。その新たな取組みには、授業や試験日程に柔軟性を持たせたり、通信教育やオンラインでの試験実施などの異なる教育手法や評価方法の導入が含まれます。

IPPF モザンビーク  
(AMODEFA)

モザンビークでは 2015 年に中絶に対する刑罰が撤廃されましたが、医療サービスの提供側の姿勢が引き続きサービスを受けにくくしていました。保健省の性と生殖に関する健康委員会の委員として、AMODEFA は安全な中絶と中絶後のケア提供に関する新ガイドラインの導入をはたらきかけました。その結果、サービス提供者の拒絶によって中絶ケアが受けられない事態をなくすことが、2017 年の追加条項で定められました。中絶に関して個人の選択を尊重しない医療従事者は、中絶の実施を認める役割から外れます。

IPPF オーストラリア  
(SH&FPA)

オーストラリア北部準州の議会は 2017 年、妊娠中絶改正法案を可決しました。SH&FPA は北部準州の政治家を対象にキャンペーンを展開し、メディアを通じ、コミュニティと共に安全な中絶サービスの必要性へ目を向けるよう、人々に働きかけました。法案は中絶に対する刑罰を撤廃し、病院とクリニックの周囲に安全にサービスを受けられるゾーンの設定を促し妊娠 9 週までの医療中絶を合法化しました。これにより、多くの女性、特に遠隔地に住む女性が遠距離移動をしなくとも安全な中絶を受けられるようになります。

IPPF サモア  
(SFHA)

サモアは自然災害のリスクが高い国です。2017 年にサモア政府は国家自然災害管理計画を決定し、すべての分野にわたる災害リスク管理に関する包括的指針を策定しました。SFHA はこの指針策定に参加し、性と生殖に関する健康と権利の観点を取り上げられていないことに懸念を表しました。その結果、この指針の健康に関する章の中に危機下における安全な出産と生殖に関する健康サービスの提供に関する資料が含まれることになりました。

146 件の政策と法案を実現し性と生殖に関する健康・権利を守り、支援しました

130 件の法律改正を 66 の国で実現\*

14 件の地域レベルの変化

IPPF 西半球地域

米州機構の第 47 回総会で、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の人々の権利を守るための人権、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ（本人が自覚・自認する性別）とその表現に関する年次決議が行われました。決議ではまた、インターセックスの人々に対する医療行為が人権に則った水準で行われるように要請されました。一部カリブ海地域の国から強い反対がありましたが、賛否両論の議題として総会で話し合われました。IPPF 西半球地域事務所は総会に際して市民社会連合グループの調整役を務め、加盟各国に決議を支持するよう呼びかけ、LGBTI の人々の権利擁護と性的指向もしくはジェンダー・アイデンティティ（本人が自覚・自認する性別）に基づくあらゆる形の差別と暴力をなくすために尽力しました。

2 件のグローバルな変化

IPPF (グローバル)

グローバル・ファイナンス・ファシリティ (GFF) は、生殖、母子保健、新生児、小児、思春期の健康と栄養に関する大規模な経済支援メカニズムです。各国が設定する持続可能な開発目標 (SDGs) の健康に関する目標達成にむけて支援します。2017 年、GFF 投資グループは市民社会の参加を促す戦略を採択しました。IPPF は具体的な文言を提示し、戦略の草案作成に貢献しました。その結果、社会の片隅に追いやられた人々を代表する市民社会と、これまで取り上げられることが少なく、資金提供が不十分だった家族計画と思春期の健康などの課題に造詣の深い市民社会への言及がある戦略になりました。実施されれば、この戦略によって市民社会の参加が増え、脆弱な立場の人々の性と生殖に関する健康と権利に取り組む様々な組織を GFF のプロセスに巻き込めるようになります。

## 政策提言テーマ別実績 2017

|                           |                    |                                |                     |                          |               |
|---------------------------|--------------------|--------------------------------|---------------------|--------------------------|---------------|
| 23 避妊を含む性と生殖に関する健康関連予算    | 19 青少年への教育とサービス    | 18 性と生殖に関する健康の促進               | 17 性とジェンターに基づく暴力の予防 | 16 安全で合法的な人工妊娠中絶を受けられること | 15 ジェンダー平等の推進 |
| 11 性と生殖に関する健康サービスを受けられること | 8 HIV と共に生きる人々への支援 | 6 人道危機下で性と生殖に関する健康への対応を優先させること | 5 避妊法を利用できること       | 5 性とジェンダーの多様性の推進         | 3 児童婚の撤廃      |

\* 地図上に青で示しています。